



Contents

P2 トピックス

- (1) グローバル金融連携センターの設置について
- (2) 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況について
- (3) 第 37 回金融審議会総会・第 25 回金融分科会合同会合について
- (4) 「金融仲介の改善に向けた検討会議」(第 3 回)の開催について
- (5) 「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 5 回)の開催について
- (6) 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第 7 回)について

P8 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

トピックス

(1)グローバル金融連携センターの設置について

金融庁では、平成 26 年 4 月に開設したアジア金融連携センターを改組し、本年 4 月 1 日、グローバル金融連携センター(Global Financial Partnership Center : GLOPAC)を設置いたしました。

グローバル金融連携センターは、①金融・資本市場に係る諸課題について検討を行い、金融インフラ整備支援に活用すること、及び②海外金融当局との連携・協力体制を強化することを主な目的としており、そのための取組みとして、各国の金融規制・監督当局者を研究員として受け入れています。平成 26 年 7 月以降、これまで 13 の国・地域(※)から、48 名の研究員・インターン生がプログラムを修了しています。

※インド、ウズベキスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、ドバイ、フィリピン、ベトナム、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス

グローバル金融連携センターでは、約 2～3 ヶ月間の期間の間、研究員の関心に応じたプログラムを提供しています。研究員は、金融庁のみならず、金融機関や外部関係機関等でも講義を受け、意見交換を行っています。また、研究員は、母国の金融システムの現状や課題、プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について庁内で発表を行うほか、一部の研究員は金融庁主催シンポジウム等において講演を行っています。さらに、金融行政への理解を深めるだけにとどまらず、日本の文化や生活について知る機会も設けています。

金融庁としては、このような取組みを通じて、新興国における金融インフラ整備支援や専門人材の育成等により新興国の金融機能の強化に引き続き貢献するとともに、金融機関のグローバルな展開が進む中、金融当局間の国際的なネットワーク・金融協力を一層強化していく所存です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関係」の中の「国際関係情報(国際協力)」から「[グローバル金融連携センターの設置](#)」について(平成 28 年 4 月 1 日)にアクセスしてください。



【グローバル金融連携センター第6期研究員と河野グローバル金融連携センター長
(平成28年5月)】

(2) 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、運用開始からの1か月間に寄せられたご意見等の受付状況について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口へ寄せられた意見等は、平成28年1月29日から2月29日までの間に47件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

- 平成 28 年 1 月 29 日の運用開始から同年 2 月 29 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

7 件

【主なご意見等】

主なご意見等の概要	金融庁の対応
<p>金融行政（監督・検査）の運営に際し、中小企業向け融資に関して金融行政方針に示されたような政策（担保主義から事業性評価に基づく融資の推進）が、金融機関の実際の融資業務に反映されていないことを認識してほしい。</p>	<p>金融機関においては、担保・保証に過度に依存せず、取引先企業の事業性評価に基づき、融資や本業支援等を実施し、企業や産業の生産性向上等に貢献することが重要であると考えます。</p> <p>金融庁においては、こうした認識に基づき、今事務年度においては、以下のような取組みを行っているところであり、今後とも、金融機関との対話を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>①融資先企業からのヒアリングを通じて、金融サービスに係る企業側の認識を把握する。</p> <p>②金融機関へのモニタリングを通じて、事業性評価に基づく取組みについて、ベストプラクティスを把握するとともに、更なる改善策を議論する。</p> <p>③外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、企業や産業の生産性向上への金融仲介のあるべき姿等を議論し、その内容を発信する。</p>
<p>(1) 取引情報蓄積機関制度について 店頭デリバティブ取引の報告には取引情報蓄積機関（TR）による報告を含めて三種類があり、取引内容が合致していることを照合する作業は金融庁が行っている。しかし、本制度の導入の契機となった G20 ピッツバーグ・サミットの合意を素直に読めば、取引情報の蓄積はすべて TR によって行われることを予定していると考えられ、三</p>	<p>(1) 取引情報蓄積機関制度について 日本では、平成 21 年のピッツバーグ・サミットの合意を踏まえ、平成 22 年に金融商品取引法改正を行い、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の保存・報告制度を整備しました。</p> <p>日本の制度では、金融商品取引業者等から、3 種類のルートで金融庁に対して報告がなされていますが、これは、日本に</p>

<p>種類の報告の併存を認めている現在の制度には問題がある。コストの点でも金融庁はお金がかかる制度を運用しているように思われる。その他にも改善すべき点があり、本制度を本来の趣旨に従って運営しようとしているのであれば、何等かの改革が必要ではないか。</p> <p>(2) 担当職員について 知識、経験が引継がれないので、人事異動の度に同じ基本的な説明を繰り返さざるを得ないことになる。スペシャリティが求められている分野については、スペシャリストを配置して欲しい。</p>	<p>おける取引の実態や取引報告者も含めた制度全体の費用対効果を勘案したものです。</p> <p>いずれのルートで報告されるにせよ、監督当局に取引情報が集約され、また、集計した情報が公表されることで、市場の透明性を高めるとの国際合意の目的は達しているものと認識しており、現時点においては制度を改正する必要はないと考えています。</p> <p>(2) 担当職員について 高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくためには、高度な専門的知識・経験を有する人材の育成・確保が重要であると考えています。</p> <p>このため、金融庁では、これまでも、内部における人材育成と外部からの人材の登用を適切に組み合わせることにより、組織としての専門性の向上に努めてきました。</p> <p>現在、金融庁では、人材育成のあり方の見直しについて検討しており、その一環として、個別の専門分野ごとに専門分野に求められる資質やキャリアを明確にしつつ、人材育成を行うための体系的な枠組みを構築していくことを検討しています。このような取組みを通じて、専門人材の知識・経験を組織として引継ぎ、共有していきたいと考えています。</p>
<p>日本に拠点のない外国銀行に居住者が預金口座を開設することを支援するサービスについて、近時、金融庁HPにおけるネガティブな記述が一定程度修正されたが、金融庁のHPにおける他の公表部分に、その修正が反映されていない箇所があり、その結果、当該サービスの利用者に誤解を与えている。「グリーゾーン解消制度」を所管する経済産業省からの公表文とも齟齬が生じている。大至急金融庁HPの修正を求める。</p>	<p>ご意見を踏まえて以下のとおり対応しました。</p> <p>① (金融庁HP) 平成24年4月6日公表「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について」を削除。</p> <p>② (金融庁HP) 「預金・融資等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」に掲載する【相談事例等】「業者から、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると勧誘されたが、当該業者の口座に資金を振込みしても大丈夫だろうか。」の【ア</p>

	<p>ドバイス等】の内容について、平成 27 年 12 月 18 日に公表（更新）した「預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について」の表現に統一。</p> <p>なお、経済産業省にも連絡を行い、経済産業省HPに掲載されていた「外国銀行口座開設支援サービスにおける銀行法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～」(平成 28 年 2 月 10 日公表)が、同制度の照会者への回答書と一部齟齬があったことから、HP掲載文を回答書の書きぶりとは整合的になるよう修正。</p>
--	---

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「ご意見・情報を受け付けます」の「金融行政モニター」にアクセスしてください。

(3)第 37 回金融審議会総会・第 25 回金融分科会合同会合について

平成 28 年 4 月 19 日に、第 37 回金融審議会総会・第 25 回金融分科会合同会合を開催し、市場・取引所を巡る諸問題に関する諮問、諮問事項に対する報告が行われました。

1. 新たな諮問について

福岡副大臣より、次のとおり諮問が行われ、具体的な検討を進めていくため、市場ワーキング・グループの設置が決定されました。

○市場・取引所を巡る諸問題に関する検討

情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと。

2. 諮問事項に対する報告について

「ディスクロージャーワーキング・グループ」の検討結果について、事務局より報告がなされ、報告書が了承されました。

また、1. において諮問が行われた市場・取引所を巡る諸問題に関する検討について、事務局より説明されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から[「第](#)

[37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合議事次第](#)（平成28年4月19日）及び議事録にアクセスして下さい。

(4)「金融仲介の改善に向けた検討会議」(第3回)の開催について

「金融仲介の改善に向けた検討会議」は昨年12月21日に第1回、本年2月22日に第2回会合が開催されたところ、同年4月4日に第3回会合が開催されました。同会合では、地方銀行の取引先支援への取組みや収益分析に係る報告に対して議論が行われました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「金融仲介の改善に向けた検討会議」にアクセスして下さい。

(5)金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第5回)の開催について

本年4月13日、第5回金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、「企業の情報開示のあり方等」に係る取りまとめに向けた議論が行われ、同月18日、報告書及びその概要を公表しました。

報告書では、

- ① 決算短信について、監査・四半期レビューが不要であることを明確化することや、記載を要請する事項を限定することで、速報性を高める
- ② 事業報告・計算書類について、一般社団法人日本経済団体連合会が提供するひな型に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書と事業報告・計算書類との記載の共通化や一体化をより容易にすることで、効率的な開示を可能にする
- ③ 有価証券報告書について、新株予約権等の記載に係る重複を排除することで開示内容の合理化を図りつつ、経営方針や経営者による経営成績等の分析（いわゆるMD&A）などの記載を充実する
- ④ より柔軟な株主総会日程の設定を容易にするため、大株主の状況の開示に関して大株主判定の基準日を柔軟化する

こと等、開示に係る自由度を向上させるとともに、対話に資する情報を充実させることが提言されています。

今後、本報告書を踏まえて有価証券報告書の記載事項の見直し等を行うとともに、関係者とともにより効果的・効率的な開示に向けた取組みを継続的に行ってまいります。

なお、第5回会合に係る議事録並びに金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告及びその概要につきましては、金融庁ウェブサイトにて公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「公表物」→「審議会・研究会等」→「金融審議会」→「答申・報告書等」又は「ディスクロージャーワーキング・グループ」にアクセスして下さい。

(6)「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第7回)について

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は1月20日に第5回会合を、2月18日に第6回会合を開催したところですが、4月26日(火)に第7回会合を開催しました。同会合では、第6回に引き続き「企業と機関投資家の間の建設的な対話」を議題とし、これまでのフォローアップ会議における意見や、コーポレート・ガバナンス報告書における対話促進のための取組方針等の開示状況、日本投資顧問業協会によるスチュワードシップ・コードへの対応状況のアンケート結果を踏まえ、企業と機関投資家の間の「建設的な対話」のあり方について議論が行われました。

本会議では、今後の会合において議論・検証されるべきと考えられる事項、その他コーポレートガバナンスの更なる充実等に関して、広く意見を募集しております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「公表物」→「審議会・研究会等」→「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- その信用力などが保証されているものではありません。
 - 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10時～17時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話からは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

(2)皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission
"for investors with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 28 年 4 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [平成 28 年熊本地震関連情報](#)
- [保険業法改正\(平成 28 年 5 月 29 日施行\)に伴い規模が大きい特定保険募集人に求められる対応について](#)
- [「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見募集の結果等について](#)
- [「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」の設置について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [監査法人の処分について](#)
- [「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について](#)
- [金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について](#)

お知らせ

(1) 金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしてまいりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

	(敬称略)
井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

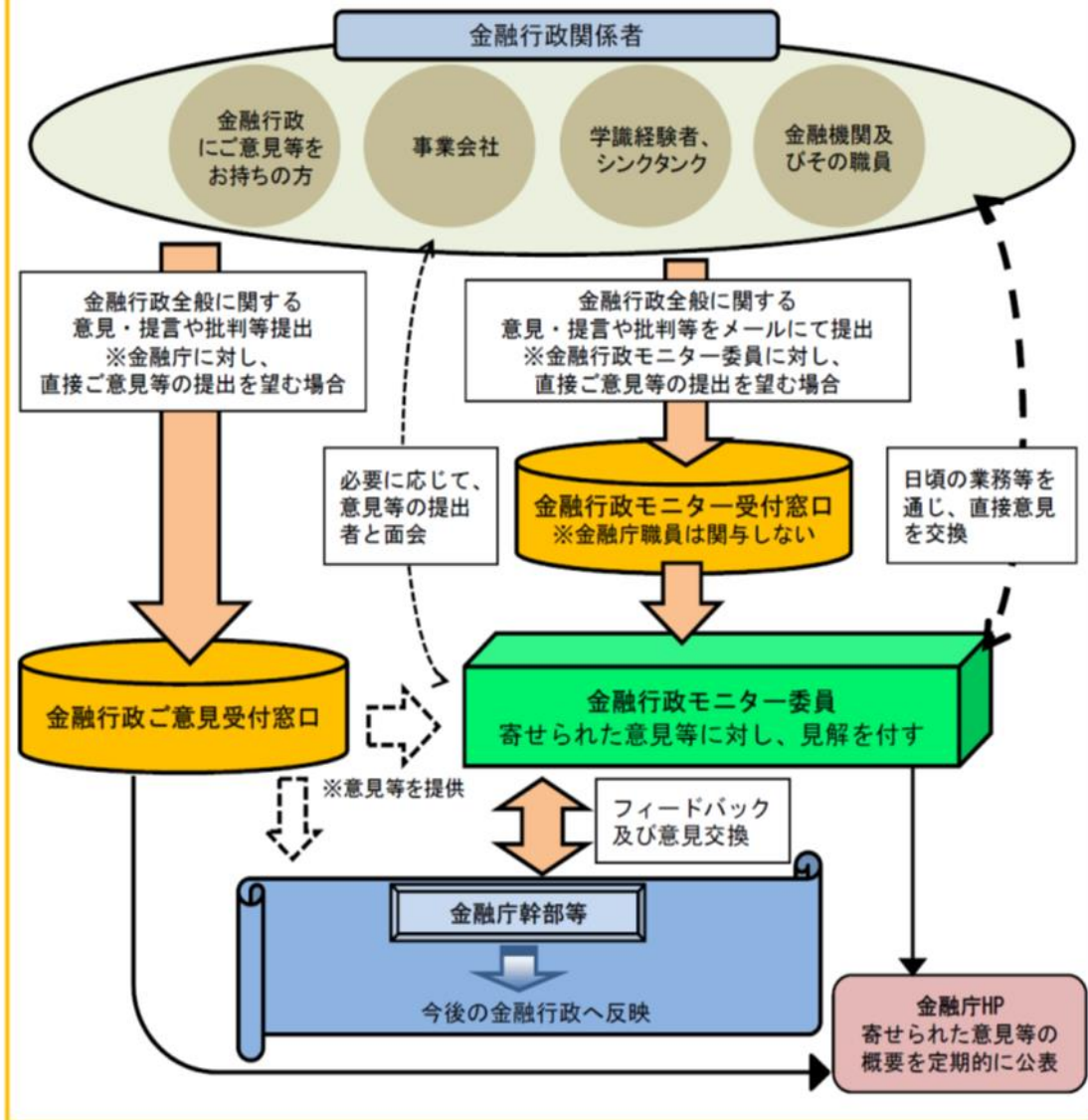
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

